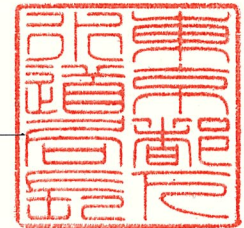




8 下建工第 28 号
令和 8 年 6 月 30 日

鹿島建設株式会社
代表取締役社長 桐生雅文 殿

東京都公営企業管理者
下水道局長 藤橋知一



東大島幹線及び南大島幹線工事における不適切施工について

東京都下水道局が発注した東大島幹線及び南大島幹線工事における不適切な施工に関する調査報告書が取りまとめられたことを踏まえ、次のとおり申し入れる。

本工事において貴社が行った不適切な施工は、請負契約の適正な履行に対する信頼を著しく損なうものであり、重大かつ看過し得ないものである。とりわけ、貴社において本件が発生したことは、社会的影響も大きく、本工事のみならず、下水道事業に対する信頼をも損ないかねない事案である。

また、本事案において、貴社社員が本来備えるべきコンプライアンス意識が十分に機能せず、適切な報告・是正対応がなされなかったことは、企業としての統制及び品質管理体制に重大な欠陥があったことを示している。貴社においては、本件の重大性を厳粛に受け止め、速やかに改善を図るべきものである。

貴社においては、本事案の重大性を踏まえ、既に示された再発防止策を実効性あるものとして、経営責任の下、社を挙げて徹底的に実行していただきたい。特に、コンプライアンスの再徹底、現場・支店・本社間の責任の明確化、品質管理体制及び情報伝達の強化並びに不適切な行為を未然に防止する仕組みを速やかに構築することを強く求める。

また、不適切施工箇所については、構造物の長期的安全性の確保を最優先に、速やかに是正工事に着手し確実に完遂することと、その進捗及び結果については、遅滞なく当局に報告することを求める。

当局としては、下水道事業の信頼回復に向け、真摯かつ責任ある対応を厳しく求めるものである。